令和6年度第1回野田市学校給食運営委員会次第書

日時:令和6年8月17日(土)

午前 10 時 00 分から

場所:市役所8階大会議室

- 1 開 会
- 2 副市長挨拶
- 3 教育長挨拶
- 4 議 題
 - (1) 副委員長の選任について
 - (2) 協議事項 学校給食費の適正な在り方について
- 5 その他
 - (1) 次回の開催について

日時: 令和6年10月26日(土)10時から12時まで(予定)

6 閉 会

1 学校給食費の適正な在り方について(協議事項)

令和6年度第1回学校給食運営委員会では、野田市の学校給食の状況や、令和5年度の取組(執行状況)、近年の食材料費高騰等の影響、野田市の学校給食費の考え方をご説明させていただきます。今年度の本委員会において、委員の皆様から学校給食費の適正な在り方について、ご意見を伺いたいと考えております。

(1) 野田市の学校給食の状況

野田市では、<u>子供たちに安全安心でおいしい給食の実施に努めており</u>、1日の 提供量が 100 食に満たない学校から 3,300 食以上提供する給食センターまで、 様々な規模の施設で学校給食の提供を行っています。

それぞれ施設設備が異なりますが、どの施設でも「野田市学校給食献立作成方針」により「生きた教材として、主食、主菜、副菜をそろえた形態、生活習慣病予防につながる味付けとする。」「食文化継承のため、和食を推進し、旬の食材、行事食、郷土料理を取り入れる。」とともに、安全安心でおいしい学校給食を小学校 20 校、中学校 11 校、幼稚園 2 園、計 33 の市立学校教育施設に提供しています。

① 学校給食の提供

野田市の給食は、学校内で調理しその学校分のみを提供する『自校調理方式(以下「自校方式」という。)』と、複数の学校の給食を学校以外の施設でまとめて調理し、給食時間までに各校に配送する『センター調理方式(以下「センター方式」という。)』の2方式による提供を行っています。

野田地域(旧野田市)において、東部、南部、北部、川間、福田地区の学校 (18 校)は、各学校敷地内に調理場があり、その学校分のみを調理提供する 自校方式で、中央地区の学校等(6 校 1 園)は、学校給食センター(以下「野田センター」という。)で調理し各校に配送するセンター方式で給食を提供しています。また、関宿地域(旧関宿町)の学校等(7 校 1 園)は、関宿学校給食センター(以下「関宿センター」という。)から調理提供しています。

表 1 給食センター配送施設一覧

野田センター校	中央小学校、宮崎小学校、清水台小学校、柳沢小学校
(6校1園)	第一中学校、第二中学校、野田幼稚園
関宿センター校	木間ケ瀬小学校、二川小学校、関宿小学校、関宿中央小学校
(7校1園)	木間ケ瀬中学校、二川中学校、関宿中学校、関宿中部幼稚園

② 学校給食費

野田市の学校給食費は、平成27年度以降改定を行わず、月額で幼稚園と小学校は4,240円(1食当たり253円)、中学校は5,090円(1食当たり304円)を据え置いてきました。しかしながら、近年の物価高騰等による大幅な食材料費の価格上昇等を受け、令和5年度に4回開催しました学校給食運営委員会において改定の必要性等を委員の皆様へご説明し、令和6年度からの改定について委員の皆様のご了承を頂いた上で、小中学校の給食費を改定いたしました。(幼稚園は据置き)

改定と同時に、物価高騰に対する支援策として、国の重点支援地方交付金 を活用し、令和6年度は改定に係る増額分を市が全額公費負担しており、保 護者負担の軽減を図っております。

				<u>, </u>
57/	令和6年度	学校給食費	保護者負担 軽減策に係る	令和6年度
区分	1 食当たりの単価 () 内は改定額	月額 ()内は改定額	市負担額 (月額)	保護者負担額 (月額)
幼稚園	253円(0円)	4,240円 (改定なし)	0円	4, 240 円 (給食費改定なし)
小学校	278円 (25円増)	4,650円(410円増)	410円	4,240 円 (保護者負担変更なし)
中学校	334円 (30円増)	5,590円(500円増)	500円	5,090 円 (保護者負担変更なし)

次の表は、令和6年度の東葛各市の給食費の状況です。各市と比較しても、 保護者負担を抑えつつ、安全安心な学校給食の提供を続けてきております。

※あくまでも、現時点(R6.7.26)の状況を学校教育課で聞き取ったものです。令和6年度中において、変更となる場合がございます。

表2 東葛各市の給食費

白沙什么	, 1食単価(円)		1 食単価 左記	記のうち	76 CT TT #0
自治体名	(牛乳	代含む)	保護者負担分	市負担分	改定時期
	小(低)	310. 38	小(低) 265.38	小(低) 45	
松戸市	小(中)	337. 38	小(中) 285.38	小(中) 52	D.4
松戸市	小(高)	365. 38	小(高) 305.38	小(高) 60	R4
	中	426.38	中 375.38	中 51	
	単独校	小 336	小 265	小 71	
柏市		中 406	中 330	中 76	D.C.
柏市	コンフ	小 329	小 260	小 69	R6
	センター	中 375	中 305	中 70	

我孫子市	小 319	小 270	小 49	R2
77.1次 1 111	中 390	中 320	中 70	KΔ
流山市	小 260	小 260		H27
流山市	中 308	中 308	_	ΠΔΙ
鎌ケ谷市	小 280	小 255	小 25	D.C.
鎌ヶ台川	中 350	中 291	中 59	R6
	小 278	小 253	小 25	DG
野田市	中 334	中 304	中 30	R6

(2) 令和5年度の取組み(執行状況)

① 学校給食に係る財源

学校給食費は、学校給食法に基づき経費負担が定められています。

保護者の皆様にご負担いただいている学校給食費は全て食材料費に充てているほか、保護者の負担を軽減するため、野田産米購入費の全額公費負担(補助) や物価高騰に伴う食材料費の価格高騰分を市が補助しております。

そのほか、給食を提供する上で必要な給食施設の整備費、維持管理費、栄養 士や調理員の人件費などの費用は、市(学校の設置者)が負担しています。

この金額を令和5年度の提供食数(表4)で割って、1食当たりに係る費用 を試算してみますと、およそ647円となり、学校給食を提供するには多くの 費用が必要であることが分かります。

表3 給食を作るための経費内訳(令和5年度決算見込による試算)

	費用 負担	学校給食法の 負担区分		費	用
人 件 費 施設整備費等 その他の経費	市	学校の 設置者			案分が必要なため未計上 が人件費を負担しているため未計上
				保護者負担	賄材料費(食材料費) <u>約 571, 290 千円</u>
食材料費	保護者	保護者	約693,054千円	市補助	野田産米補助 約 56,084 千円 物価高騰対策 約 65,680 千円

■ その他、給食費に対する補助制度

第3子以降の学校給食費無償化制度	約 27, 517 千円
就学援助 (準要保護)	約 62, 482 千円

- ※ 保護者とは、学校教育法第 16 条に規定する、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者となります。
- ※ 学校給食法第 11 条は、経費の負担関係を明らかにしたものであり、食材料費は保護者負担と規定していますが、保護者の負担を軽減するために、市(学校設置者)が補助をすることを禁止した趣旨のものではありません。
- ※ 物価高騰対策とは、原油高や物価高騰に伴う食材料費高騰に対して、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者の皆様の負担を増やすことなく、安全安心な学校給食の提供に努めるため、食材料費の一部を公費負担したものです。

② 給食提供数

令和5年度の各校の給食提供数は、表4に示すとおりです。

表 4 各学校の給食提供数(令和5年度)

単位:食

セ	ン	タ	- 7	方 式	自	校	方	式
野田	セ:	ンター	関宿セ	ンター	小 学	校	中	学 校
中央小	、学 校	117, 526	木間ケ瀬小学校	31, 552	東部小学校	32, 472	東部中学校	24, 539
宮崎小	、学 校	87, 823	二川小学校	66, 795	南部小学校	141, 239	南部中学校	154, 040
清水台	小学校	143, 422	関宿小学校	19, 206	北部小学校	59, 424	北部中学校	87, 597
柳沢小	、学 校	70, 360	関宿中央小学校	55, 297	福田第一小学校	10, 592	福田中学校	32, 164
第一中	学校	139, 639	木間ケ瀬中学校	37, 253	福田第二小学校	14, 665	川間中学校	49, 794
第二中	学校	59, 894	二川中学校	33, 436	川間小学校	25, 633	岩名中学校	90, 478
野田幼	1 稚園	14, 529	関宿中学校	12, 635	山崎小学校	74, 849		
			関宿中部幼稚園	3, 795	岩木小学校	134, 916		
					尾崎小学校	55, 885		
					七光台小学校	53, 474		
					ニツ塚小学校	35, 568		
					みずき小学校	128, 051		
小	計	633, 193	小計	259, 969	小 計	766, 768	小 計	438, 612
総	計				2, 098, 542			

※ センター職員分を除く

③ 令和5年度の賄材料費(食材料費)執行状況

令和5年4月から令和6年3月までの学校別、月別の賄材料費(食材料費) 1食当たりの単価は表5のとおりです。

なお、食材料費等の高騰により表5の1食当たり単価、小学校253円、中学校304円は表6のとおり超えていますが、超えた額は、安全安心な献立を維持するため、公費負担で対応しております。

表 5 令和5年度の給食費

単位:円(税込み) 一食 主食 副食 単価 市補助 計① 計② 米代 炊飯 パン 麺他 牛乳 278 小学校 0.00 26.83 11.02 4.71 61.03 103.59 174.41 253 25 334 中学校 0.00 27.8512.54 5.24 61.03 106.66 227.34 304 30

表6	令和5年	度月別	、学校	別賄材料	料費(1	食材料費	豊)の執	丸行状泻	7		単位	: 円	
学校名	4月	5月	6月	7月	9月	10 月	11 月	12月	1月	2月	3月	基準	平均
東部小	269.11	281.07	284.21	279.74	290.55	294.70	298.99	292.35	299.67	291.31	295.68	253.00	288.85
南部小	304.15	277.84	274.69	277.82	295.39	307.23	309.93	300.79	301.58	305.39	312.71	253.00	297.05
北部小	261.72	266.90	279.78	282.49	279.52	272.86	275.43	273.42	284.04	279.48	278.52	253.00	275.83
福一小	293.81	291.04	275.37	286.60	303.10	310.57	282.41	287.04	300.59	282.71	283.96	253.00	290.65
福二小	276.43	259.66	263.19	260.00	278.68	280.81	286.71	284.32	296.05	300.39	295.88	253.00	280.19
川間小	284.08	275.88	274.32	279.56	280.25	288.72	282.81	293.87	309.88	315.91	317.13	253.00	291.13
山崎小	266.66	259.51	266.45	268.16	289.62	276.02	289.20	294.31	306.42	293.59	310.02	253.00	283.63
岩木小	278.30	265.30	285.65	277.92	281.32	275.18	273.86	284.58	269.23	269.14	294.29	253.00	277.71
尾崎小	263.08	264.99	269.86	265.73	277.05	290.25	270.43	302.35	288.09	287.36	280.30	253.00	278.14
七光台小	282.17	296.02	318.97	262.03	278.22	284.29	291.98	296.40	307.85	287.21	298.90	253.00	291.28
二ツ塚小	259.67	264.05	256.79	279.86	276.84	280.48	299.83	299.22	298.57	282.76	290.89	253.00	280.81
みずき小	284.60	306.43	283.96	276.05	289.53	257.15	269.09	284.81	279.02	278.48	292.47	253.00	281.96
野田センター小	279.94	258.70	279.10	269.78	264.47	268.18	279.99	269.32	289.02	273.54	306.92	253.00	276.27
関宿センター小	293.21	277.93	281.15	272.85	291.90	281.80	305.99	297.72	308.11	296.23	310.70	253.00	292.51
東部中	335.24	331.29	333.24	328.09	339.48	344.58	343.33	368.46	354.63	368.87	374.55	304.00	347.43
南部中	321.57	322.61	317.24	314.23	301.18	340.18	360.43	338.09	354.71	360.92	386.60	304.00	337.98
北部中	328.22	338.31	297.03	338.48	306.60	339.04	337.96	318.85	342.02	336.26	323.86	304.00	327.88
福田中	325.42	365.44	360.18	339.61	367.30	382.33	362.67	353.35	365.04	344.70	352.43	304.00	356.22

[※] 米代は、全額公費負担(小学校34.70円、中学校49.57円)としているため、保護 者負担はありません。

川間中	324.20	308.23	317.73	313.48	326.95	331.36	339.43	344.36	336.22	335.73	373.36	304.00	331.91
岩名中	337.79	329.12	332.63	342.26	343.71	353.92	338.86	358.77	369.12	382.18	352.84	304.00	349.20
野田センター中	336.13	310.57	335.08	323.93	317.44	321.95	336.03	323.23	346.89	328.28	368.27	304.00	331.62
関宿センター中	352.17	333.93	337.82	327.82	350.66	338.55	367.55	357.63	370.10	355.87	373.33	304.00	351.40

- ※1 賄材料費(食材料費)には、野田産米の補助額は含まない。
- ※2 小学校 253 円、中学校 304 円を超えた部分は物価高騰対策(公費負担)で対応。

④ 給食費の収納状況と未納対策について

学校給食は、学校教育活動の一環として実施され、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける上で、重要な役割を担っています。また、学校における食育を推進していくため学校給食の充実を図る必要があります。学校給食が適切に実施されるためには、保護者が負担すべき食材料費等について適切に負担していただくことが不可欠です。

学校給食の食材は、保護者の皆様の給食費で成り立っておりますので、給食費の未納が続けば、食材等を十分に用意することができなくなり、学校給食の継続が難しくなってしまいます。

学校給食費の徴収事務は、保護者の皆様のご理解、御協力を得ながら行う 必要があります。

ア 学校給食費の収納状況

表 7 給食費未納額等の推移(各年度5月末日の出納閉鎖時点)単位:円

左由	給食費全体(令和5年度分+過去の滞納分)						
年度	納めるべき金額	未納額	未納額前年度比	収納率			
26	645, 472, 489	12, 844, 993	▲ 50, 218	98.01%			
27	676, 415, 177	12, 086, 962	▲ 758, 031	98. 21%			
28	672, 261, 372	11, 008, 763	▲ 1, 078, 199	98. 36%			
29	663, 976, 253	10, 727, 753	▲ 281, 010	98.38%			
30	657, 678, 970	10, 336, 666	▲ 391, 087	98. 43%			
R1	599, 394, 950	9, 762, 558	▲ 574, 108	98. 37%			
R2	524, 808, 943	8, 628, 644	▲ 1, 133, 914	98. 36%			
R3	575, 657, 381	7, 711, 283	▲ 917, 361	98.66%			
R4	572, 551, 104	6, 947, 231	▲ 764, 052	98. 79%			
R5	519, 402, 411	6, 961, 374	14, 143	98.66%			

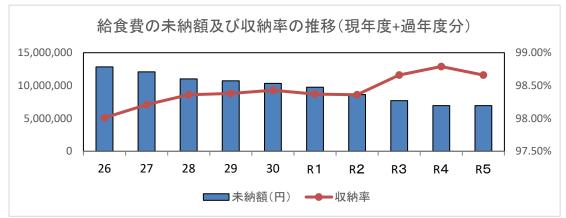


表8【現年度分】

**	上	_	ш
	11/	•	ш

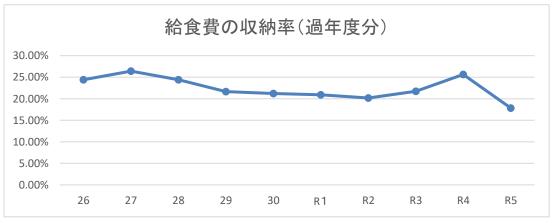
年度	給食費(令和5年度分)						
十尺	納めるべき金額	未納額	未納額前年度比	収納率			
26	632, 577, 278	3, 098, 210	601, 352	99. 51%			
27	663, 570, 184	2, 634, 031	▲ 464, 179	99.60%			
28	660, 174, 410	1, 873, 259	▲ 760, 772	99. 72%			
29	652, 967, 490	2, 103, 066	229, 807	99. 68%			
30	646, 951, 217	1, 886, 487	▲ 216, 579	99.71%			
R1	589, 058, 284	1, 588, 957	▲ 297, 530	99. 73%			
R2	515, 046, 385	835, 361	▲ 753, 596	99.84%			
R3	567, 028, 737	956, 618	121, 257	99.83%			
R4	564, 834, 508	1, 210, 268	253, 650	99. 79%			
R5	512, 455, 180	1, 253, 237	42, 969	99. 76%			



表 9 【過年度分】

単位:円

在 度	給食費(過去の滞納分)					
十尺	納めるべき金額	未納額	未納額前年度比	収納率		



26	12, 895, 211	9, 746, 783	▲ 651, 570	24. 42%
27	12, 844, 993	9, 452, 931	▲ 293, 852	26.41%
28	12, 086, 962	9, 135, 504	▲ 317, 427	24. 42%
29	11, 008, 763	8, 624, 687	▲ 510, 817	21.66%
30	10, 727, 753	8, 450, 179	▲ 174, 508	21. 23%
R1	10, 336, 666	8, 173, 601	▲ 276, 578	20.93%
R2	9, 762, 558	7, 793, 283	▲ 380, 318	20.17%
R3	8, 628, 644	6, 754, 665	▲ 1, 038, 618	21.72%
R4	7, 716, 596	5, 736, 963	▲ 1, 017, 702	25.65%
R5	6, 947, 231	5, 708, 137	▲ 28, 826	17.84%

イ 学校給食費の未納対策

(7) 現状の対策

- 学校での取り組み(各校の状況に応じて、随時実施)
 - 保護者会等での説明
 - 学校及び「学年便り」を通した依頼
 - 保護者への電話及び手紙での督促
 - 小中学校間の情報交換
 - 集金方法の工夫(手集金) 中央小、宮崎小、川間中、木間ケ瀬中、二川中(4・5・6月のみ)、 岩名中(4月のみ)の6校で実施(※中央小及び宮崎小は令和6年 9月から、川間中は令和6年10月から口座引き落とし予定)
 - 児童手当から直接引き落とす申出書の提出の依頼

■ 教育委員会での取組

- 給食申込みの実施(4月)
- 電話による督促(随時)
- 臨戸徴収の実施(12月、2月頃に実施予定)
- 督促文書の発送(9月、11月、1月頃に実施予定)
- 児童手当から直接引き落とす申出書の提出を依頼
- 法律事務所へ未収金管理・回収業務を委託 (高額滞納世帯対象:法的措置の実施)

悪質滞納者に対する法的措置として学校給食運営委員会で協議の 上、実施しています。

■ 児童手当からの徴収額推移

児童手当法第21条の規定により、保護者の同意を得て児童手当から 給食費を納付することができますが、児童手当からの徴収に当たって は、教育委員会と児童手当担当部局との連携を十分に図りながら進め ております。児童手当から徴収することができた徴収件数及び徴収金 額は次表のとおりです。

表 10 児童手当からの徴収額推移

年 度	徴	収	件	数	徴	収	金	額	給食費全体に対	する割合
28			5	6件		1,	753, 05	55 円		0.26%
29	45 件			45件 1,582,004円			04 円	0.24%		
30	52 件			52件 1,709,50		59 円		0.26%		
R1	47 件			47件 1,638,128		28 円		0.27%		
R2	40 件			40件 1,358,720円				20 円		0.26%
R3	49 件			49件 1,800,367円			67 円		0.31%	
R4			5	0 件		1,	848, 36	64 円		0.32%
R5			6	2 件		1,	190, 41	10 円		0.23%

※ 令和6年度は、6月の児童手当引き落としで、約32万円が徴収済みです。今年度は、更に約73万円が徴収予定です。

(1) 給食費滞納者の状況 (滞納繰越分)

令和5年度分までの給食費滞納(令和6年7月26日時点)は、120世帯で約659万円です。

※ P6表7「給食費未納額等の推移(各年度5月末日時点)の令和5年度 未納額6,961,374円との約37万円の差異については、5月末日から令 和6年7月26日までの期間に未収金を回収できた分です。

世帯数を単位として、この滞納額を区分すると次表のとおりです。

表 11 給食費滞納繰越分滞納者の状況

滞納額区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 円以上 ~10,000 円未満	27	30	21
10,000 円 ~ 50,000 円	49	46	56
50,000 円 ~ 100,000 円	37	28	26
100,000円 ~ 200,000円	7	6	7
200,000円 ~ 300,000円	4	3	3
300,000 円以上	2	2	2
合 計	126	115	115

※ 令和6年7月26日における滞納額5万円以上の世帯は38世帯です。

令和5年度の督促状況は次表のとおりです。(令和6年7月1日現在)

表 12 督促状況

督促状況	該当世帯数(15 世帯)
納入がない	12 世帯
部分納付を行った	3世帯
要保護・準要保護の認定を受けている	0 世帯
居住確認ができない	0 世帯
債務整理者	0 世帯

(ウ) 今後の滞納対策

市では、給食費滞納対策として、臨戸徴収及び催告書の発送を行っておりますが、反応のない悪質な滞納者に対しては、令和元年 10 月から督促等を法律事務所に委託しております。

ただし、長期疾病や災害等の被害に遭った方、昨年度若しくは今年度に おいて、生活保護及び準要保護の適用を受けた方、その他やむを得ない特 別の事情があると認められる方は、法律事務所に委託する対象外としてお ります。令和元年度から令和3年度までの期間における法律事務所への委 託及び滞納分回収の状況は、10万円以上の滞納世帯のうち8世帯(滞納額 合計約165万円)を委託対象とし、令和元年度は3世帯から約13万円、令 和2年度は3世帯から約22万円、令和3年度は4世帯から約27万円を回 収しました。

令和4年度は、法律事務所に回収委託する対象者を拡大し、新たに5万円以上の滞納世帯のうち13世帯(滞納額合計約101万円)を対象者に追加し、8世帯から約66万円を回収しました。

令和5年度は、3世帯から約15万円を回収しました。

令和6年度においては、5万円以上の滞納世帯のうち32世帯(滞納額合計約363万円)を委託対象としております。

⑤ 異物混入防止への取組

学校給食は、園児、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものである とともに、食に関する正しい知識を養う上で重要な役割を果たすものです。

また、学校給食は、栄養的及び教育的な配慮はもちろん、安全で安心して食べることができるものであることが大前提であり、学校給食に異物が混入することは、園児、児童及び生徒が不快な気持ちを持つだけでなく、健康被害の危険も生じ、学校給食の本来の目的が達成できなくなるおそれがあります。

したがって、異物混入を防ぐとともに、異物混入が発生した場合、速やかに異物の識別及び混入原因を特定した上で、再発防止策を講じ、給食の安全性を確保する必要があります。

そのため、教育委員会は、異物混入防止の徹底を図るため、食材の調達・検収から調理、配膳の各段階における注意事項を示し、調理従事者、栄養職員はもとより教育委員会、教職員、給食物資納入業者、学校給食にかかわる全ての人が対応と報告体制について理解し、連携して取り組むことができるよう、マニュアルを作成し、その対策を講じることとします。

なお、各学校に対しては、重大な異物混入事例等について、随時全校へ情報

<u>共有するとともに、校長会及び栄養士部会で再発防止策の徹底を強く指導しております。</u>

⑥ 食物アレルギー対応

学校給食における食物アレルギー対応については、「野田市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」に沿って全校で対応しています。

年に1回、食物アレルギー対応希望調査を行い、給食での対応希望がある場合、保護者及び関係職員で面談を行います。

対応については、個別取組プランを作成し、保護者の同意を得てから対応を 開始しています。

また、市では、除去対応の品目を絞らずに、原因食材を完全に除去した除去食提供を基本としています。調理した除去食は、調理室内で専用の食器及びトレイに盛り付け、調理担当者及び栄養士が確認後、アレルギー対応食確認献立表にそれぞれサインし、ワゴンに配膳または手渡します。調理、盛り付け、配膳については2名以上で確認しています。

学級においても、給食室から配付されたアレルギー対応食確認献立表を、除去食の食札や児童生徒の持参品と照らし合わせ、児童生徒と共に確認してサインし、「いただきます」の挨拶をしてから喫食を開始しています。

アレルギー対応が必要な児童生徒については、年度当初及び学級担任不在時 に職員に周知するとともに、情報共有をした上で事故発生の防止に努めていま す。

③ 近年の学校給食費の状況

① 物価高騰等による食材料費高騰

ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、円安による食材や資材、燃料など 多くの原材料コストの上昇が依然として続いています。

ア 消費者物価指数

総務省が令和6年7月19日に発表した6月の全国消費者物価指数(2020年=100)では、前年同月比で総合2.8パーセントの上昇となり、2021年9月から34か月連続となりました。

また、次表のとおり、消費者物価指数(千葉市)の数字だけみても、直近の3年間において、食料、魚介類、肉類、油脂・調味料、野菜・海藻の全ての項目が上昇しております。

※ 2020 年基準消費者物価指数推移を使用しているため、2020 年を 100 とした比較となります。

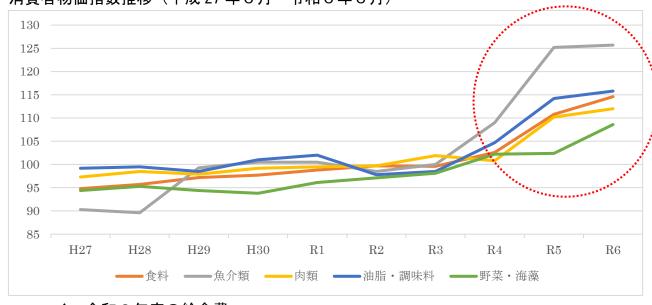
表 13 消費者物価指数の推移

2020 年基準消費者物価指数推移(都市階級·地方·都道府県庁所在市別)千葉市。

												•
TĒ	頁目/	′年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
15	7 1 1 7	+	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024.
食		料	94. 8	95. 7	97. 2	97. 7	98.8	99. 7	99. 6	102. 6	110.8	114.6
魚	介	類	90. 3	89.6	99. 3	100.5	100. 5	98. 5	100. 0	109.0	125. 2	125.7
肉		類	97. 3	98. 5	97. 9	99. 2	99. 5	99. 7	101. 9	100.8	110. 2	112.0
油脂	• 訓	明味料	99. 2	99. 5	98. 5	101.0	102.0	97.8	98. 5	104. 7	114. 2	115.8
野菜	を・	海藻	94. 4	95. 3	94. 4	93.8	96. 1	97. 1	98. 1	102. 2	102.4	108.6

※ 各年6月時点の比較となります。

消費者物価指数推移(平成27年6月~令和6年6月)



イ 令和6年度の給食費

野田市では、給食で使用する食材について、お米はJAちば東葛から、パン、牛乳は公益財団法人千葉県学校給食会から、その他の野菜等を地元農家や市内の八百屋、給食用食材卸売業者から購入しています。

令和6年度1食当たりの給食費の内訳は次表のとおりです。

表 14 令和 6年度の給食費

単位:円

	単価			=	主食		副食	
	中連	米代	炊飯	パン	麺他	牛乳	計①	計②
小学校	278	0	27. 85	11.80	6. 48	65. 37	111. 50	166. 50
中学校	334	0	28. 85	13. 20	7. 77	65. 37	115. 19	218. 81

主食費の価格の推移では、表 15 のとおり、令和 6 年度は、米代(対前年度 比 59 円)、パン代(対前年度比小学校 3.61 円、中学校 3.04 円)、牛乳代(対 前年度 4.02 円)と令和 5 年度から値上げされています。

※ 市からの補助がなければ、安全安心な給食を維持することが困難になって います。

表 15 主食費の価格推移

単位:円(税抜き)

	米代	パン代	牛乳代
平成 27 年度	259	⊕41. 19 ⊕47. 04	48. 95
平成 28 年度	276	⊕41. 19 ⊕47. 04	49. 05
平成 29 年度	295	⊕42. 60 ⊕47. 96	49. 40
平成 30 年度	342	⊕43. 80 ⊕49. 31	49. 68
令和元年度	362	⊕45. 74 ⊕51. 85	49. 67
令和2年度	362	⊕46. 74 ⊕52. 85	49. 94
令和3年度	342	⊕48. 31 ⊕54. 64	50. 34
令和4年度	324 改定後 400	⊕51. 05 ⊕58. 09	51. 14
令和5年度	400 改定後459	⊕51.05 ⊕58_09	56. 51
令和6年度	<u>459</u>	<u>⊕</u> 54. 66 <u>⊕</u> 61. 13	60. 53

(4) 野田市の学校給食費の基本的な考え方と保護者負担軽減策について

<u>学校給食法第11条及び同法施行令第2条の規定に基づき、基本的に食材料費</u>は保護者負担となっております。

市としては、平成13年度から市独自の野田産米補助を実施するとともに、令和4年度、令和5年度に引き続き6年度も物価高騰対策として、国の補助金を活用し、保護者負担の軽減を図ってまいりました。

また、同じく令和4年度、令和5年度に引き続き6年度も、千葉県が実施した第3子以降の無償化制度を実施することとしましたが、この制度は、市が実施しなければ、千葉県も実施しないという形のものであり、野田市としても実施の有無について、選択の余地がなかったと言わざるを得ないと考えております。

本来、学校給食費を無償化するかどうかについては、国が検討すべきことであ

り、今後、第3子以降の給食費無償化事業を推進することについては、県の補助 事業が来年度以降も同様に継続されるのか不透明な中、今後も継続していくこ とは、財政負担も大きいとともに、野田市としては、子供たちによりきめ細やか な教育を実施するために必要となる、教職員の配置や老朽化している学校施設 や給食施設への対応など、喫緊の課題を優先して対応していかなければならな いと考えております。

なお、令和6年度の給食費について、次表のとおり、保護者負担軽減策を実施 しております。

表 16 令和 6 年度の学校給食に係る保護者の負担軽減策

負担軽減策	内容		116年	
野田産米の 100%	食材料費や流通コストの上昇が継続している中、食	予	算	額
公費負担	艮材料質や加通コストの工弁が極続している中、良 材の安定的な確保、給食水準の維持向上を図るとと			
公負貝担	村の女定的な確保、福良小草の維持同工を図ること			
		56	6, 670	千円
	することで、安全で安心な学校給食を提供し、一層			
	の食育推進を図る。 			
第3子以降の学校	食材費の負担は保護者負担を原則としつつも、多子			
給食費無償化	世帯の子育てに対する経済的負担を図ることは少			
	子化対策としても有効であり、令和6年度は千葉県	56	6, 458	千円
	が補助を継続する意向があることから継続する。			
就学援助の範囲拡	要保護者及び準要保護者は学校給食費を無償とし	133	1, 595	千円
大	ており、現在の生活保護基準の収入を基準の1.5倍		, 2, 063	·
	を 1.6 倍に拡大する。	⊕69	9, 532	千円
 物価高騰対策	 原油高や物価高騰に伴う食材費高騰に対して、国の			
120 Hert 11. (2)49/0 2. (2.2)	交付金を活用し、安全安心な学校給食を提供すべ			
	く、食材費の一部を公費負担する。			
	また、食物アレルギーや宗教上の理由等により、	56	6, 670	壬 田
	学校給食を喫食せず弁当を持参している世帯に		-,	114
	対しても、同様に1食当たり小学校25円、中学校			
	30 円を補助する。			
	00 1 1 で 1曲分) 。			

[※] 就学援助の範囲拡大は、学校給食費のほか、学用品購入費、校外活動費も含まれます。

(5) 国の学校給食に関する実態調査について

令和5年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、学校給食費の無償化の実態調査を行い、1年以内にその結果を公表するとされたことを踏まえ、令和6年6月12日に調査結果が公表されましたが、個別の自治体ごとの結果は公表されませんでした。今後も国県の動向を注視してまいります。

【自治体独自の学校給食費無償化の実施状況】

1,794 自治体中、令和 5 年 9 月 1 日時点で何らかの形で無償化を実施している自治体は722 自治体(40.2%)で、そのうち 547 自治体(30.5%)で小中学生の全員を対象とし、145 自治体(8.1%)で支援要件(多子世帯など)を設けて実施されている。無償化の財源は、自己財源(ふるさと納税、寄付金以外)が最も多く、次いで臨時交付金を活用している自治体が多い。

(6) 今後の進め方について

野田市では、(1) から(5) にてご説明させていただいたとおり、食材料費が 上昇する中、保護者負担軽減策を実施して学校給食を提供し続けておりますが、 子供たちに十分な栄養を含む給食を提供するのが困難な状況になることが見 込まれたことから、令和6年度から給食費を改定いたしました。

物価高騰が続く中、今年度の本委員会においても、学校給食費の改定を含めた適正な学校給食費の在り方について、ご意見を伺いたいと考えております。 なお、次回に開催させていただく学校給食運営委員会において、今回の委員の皆様からのご意見、さらには、今後の国、県の動向や物価動向を踏まえた上で、今後の学校給食費改定の是非や時期に加え、市の支援策も含め、市の考えをお示しし、ご意見を伺いたいと考えております。

2 その他

今後の開催予定

	開催日時(予定)	内容
第2回	令和6年10月26日(土) 午前10時から	・学校給食費の適正なあり方について ・令和7年度からの学校給食公会計化について ・新学校給食センターの整備について ・地産地消の実績及び今後の取組について
第3回	令和6年12月中旬	令和7年度の学校給食費について

※国・県の動向によっては、第4回の運営委員会(令和7年1月中旬)を開催する 場合もあります。